

7新食第2147号  
令和8年1月16日

全国商工会連合会 御中

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）  
(公印省略)

食料システム法に関する地方説明会の周知について（依頼）

食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）については、第217回通常国会における改正法の成立を受け、順次施行されることとなっており、令和7年10月1日にその一部が施行され、令和8年4月1日の全面施行が予定されています。

この全面施行に向け、関係省令や告示、また具体的な運用に係る周知を図ることを目的とし、別添のプレスリリースの通り、農林水産省において地方ブロック別の説明会を開催することとしましたので、幅広い関係者の御参集をいただくため、地方支分部局、関係団体等に対する御周知に御協力願います。